

学校会計について

1. 学校校法人会計と企業会計について

企業は、利益の追求を目的として経済活動を行う組織であり、企業会計においては、利益の源泉となる収益とそれに費やした費用を正しく捉え経営状態を見ることを目的としています。

それに対し、学校法人会計は、私立学校法により設置された法人で、教育研究活動を目的とし自主性が高く、きわめて公共性の高い経営体として位置づけられています。学校会計基準に則した会計処理を行うことで、教育研究活動を円滑に遂行するための資金の収入と支出を明らかにすることができるようになります。

2. 学校法人会計基準

学校法人は、国または、地方公共団体からの補助金の交付を受け、その使い方を所轄庁に説明するために、文部科学省令により定められた「学校法人会計基準」に基づき経理処理が行われます。その会計書類は資金収支計算書(活動区分資金収支計算書を含む)、事業活動収支計算書、貸借対照表の3表により構成されています。

① 資金収支計算書・活動区分資金収支計算書

資金収支計算書は、学校法人コングレガシオン・ド・ノートルダム of 当該会計年度の教育研究等の諸活動に対応するすべての収入及び支出の内容並びに支払資金(現金及びいつでも引き出すことのできる預貯金をいう)の収入及び支出のてん末を明らかにしたものです。

活動区分資金収支計算書は、資金収支計算書に記載される資金収入及び資金支出の決算額を、教育研究活動、施設整備の活動、その他の活動に区分され、財務的な観点から活動区分ごとに現預金の流れを分かりやすく把握できる計算書です。

② 事業活動収支計算書

事業活動収支計算書は、当該会計年度の事業活動収入・事業活動支出及び諸活動に対応するすべての収支の均衡の状態を明らかにし、学校法人コングレガシオン・ド・ノートルダム of 財務状況が健全であるかどうかを示すものです。教育活動収支、教育活動外収支、特別収支に区分され、営利目的ではなく、永続的な運営を要請された学校法人の経営を見る計算書と言えます。

③ 貸借対照表

期末(3月31日)現在の資産・負債・基本金・繰越収支差額の残高を本年度末と前年度末で比較しています。企業の貸借対照表と同じですが、基本金と繰越収支差額の部分が学校会計特有の項目となっています。

④ 財産目録

財産目録は、期末(3月31日)現在の学校法人コングレガシオン・ド・ノートルダム of 保有するすべての資産(土地、建物、現金、預金など)とすべての負債(借入金など)について一覧にし、財産状況を明らかにしたものです。

3. 学校会計の科目等について

① 資金収支計算書・事業活動収支計算書共通の科目

◆学生生徒等納付金

授業料・入学金など、学生生徒等から納付されたもので学校会計の収入で最も大きなウエイトを占めます。

◆手数料

入学検定料や証明書発行手数料などです。

◆補助金

国、地方公共団体などから交付される補助金です。

◆付随事業・収益事業収入

購買部、スクールバスなど教育活動に付随する補助活動や公開講座の受講料、受託事業などによる収入です。

◆受取利息・配当金収入

預貯金の受取利息と運用資産の配当金です。

◆人件費

教職員等に支給する本俸、期末手当及び各種手当並びに所定福利費及び退職金財団の掛金などです。

◆教育研究経費

教育・研究活動や学生・生徒等への学習支援・課外活動支援に支出する経費で、消耗品・印刷費・光熱水費・旅費交通費・奨学費・修繕費・支払報酬手数料・賃借料などです。

◆管理経費

総務・人事・財務・その他これに準ずる法人業務や学生生徒等募集活動など教育研究活動以外の活動に支出する経費です。

② 資金収支計算書にだけ見られる科目

◆資産売却収入

不動産・有価証券等の固定資産の売却による収入です。

◆前受金収入

翌年度分の授業料等が、当該年度に納入された収入です。

◆資金収入調整勘定と資金支出調整勘定

資金収支計算書では、当該年度に行った諸活動に対するすべての収入と支出の内容を明らかにしなければならないため、当該年度の教育活動に対する収入・支出のうち実際の資金の動きが当該年度にはなく、前年度以前または翌年度以降において発生したものを調整勘定という項目で表し、「資金収入調整勘定」「資金支出調整勘定」があります。

・「期末未収入金」 当該年度に収受するすべての収入のうち、入金翌年度以降になるものです。

・「期末前受金」 当該年度に収受するすべての収入のうち、前年度までに入金済のものです。

・「期末未払金」 当該年度中に支払うべき支出のうち、翌年度以降に支払うものです。

・「期末前払金」 当該年度中に支払うべき支出のうち、前年度までに支払済のものです。

◆施設関係支出

建物・建物付属設備・構築物・建設仮勘定などの支出です。

◆設備関係支出

教育研究用機器備品・管理用機器備品・図書・車輛などです。

③ 事業活動収支計算書だけに見られる科目

◆事業活動収入

学生生徒等納付金・手数料・寄付金・補助金などの収入で、借入金や前受金（翌年度に入学する学生生徒等の入学金・授業料など）は含みません。

◆事業活動支出

人件費・教育研究経費・管理経費・借入金利息などの支出で、退職給与引当金繰入額や減価償却額（建物・備品などの時間的経過による資産価値の減少額）を含みます。

◆減価償却額

固定資産のうち建物・構築物・教育機器備品などは、年月の経過や陳腐化によってその価値が減少するものとして減価償却を行い、取得原価を毎年度事業活動支出に費用配分するものです。（直接のお金の支出は伴いません）

◆資産売却差額と資産処分差額

資産処分差額は、固定資産を売却した際に、その資産の売却額が帳簿価額より高い金額で売却し発生した差額を収入として計上します。一方、資産売却差額とは、その資産の売却額が帳簿価額より低い金額で売却し発生した差額を支出として計上します。

◆基本金組入額

学校法人がその諸活動の計画に基づき、教育研究の維持・充実に必要な資産を継続的に保持するために確保しなければならない金額です。

- ・「第1号基本金」 校地・校舎・機器備品・図書などの固定資産
- ・「第2号基本金」 将来取得する固定資産に充てための金銭、その他の資産の額
- ・「第3号基本金」 奨学基金・研究基金・として継続的に保持し、運用する資産の額
- ・「第4号基本金」 学校法人の円滑運営に必要な運転資金として別に文部科学大臣が定める額

◆退職給与引当金繰入額

教職員が退職する場合の退職金支払いに先立って、予め負担額を事業活動支出（退職給与引当金組入額）として計上し、事業活動収支の均衡を維持する上で必要とされるものです。

④ 貸借対照表

貸借対象日（当該年度末）後1年を超えて使用（現金化）される資産または現金化されることを目的としない資産を固定資産、1年以内に使用（現金化）される資産を流動資産として区分します。

◆固定資産

有形固定資産、特定資産及びその他の固定資産に区分され、有形固定資産は、当該年度末より1年を超えて使用する目的で所有する有形の資産をいいます。

◆借入金

長期借入金は返済期限が当該年度末より1年を超えて到来する借入金です。短期借入金は、返済期限が1年以内に到来する借入金です。

◆繰越収支差額

当該年度までの過去の資産の部から負債の部及び基本金を差し引いた額です。事業活動収支計算書の繰越収支差額と一致します。

⑤ 財産目録

◆引当特定預金

校舎その他の施設の増改築や機器備品、その他の設備の拡充など、将来特定の支出に備えるための資金を留保した場合に設定する科目で、設定目的が明確に推定できる名称を使います。